

- **日本アイ・ビー・エム株式会社のNICT委託研究に係る過大請求について**
- **平成18年10月4日**

1 事実概要

独立行政法人 情報通信研究機構(以下、NICT。理事長:長尾 真)が日本アイ・ビー・エム株式会社(以下、日本IBM。代表取締役社長:大歳 卓麻)に委託した平成16年度委託研究案件「ブロードバンド・プラットフォームにおける異機種混在システムの資源統合連携の動作状況モニタリング技術および自律制御技術の研究開発」について、本年7月に実施された会計検査院の实地検査において、同社より労務費の過大請求があったことが明らかになりました。

NICTが検査を行った結果、同社が請求した労務費は実態に基づかず、根拠が明確にできない額が請求された労務費全額に渡っていたことが確認できました。

2 NICTの措置について

(1) 日本IBMへの返還請求について

NICTでは、9月15日付けで同社に対し、支払い請求の根拠資料を明確にすることができなかった金額として、本件委託契約につきNICTより支払った52,408,440円全額に利息を付して返還請求を行い、返還を受けたところです。

(2) 日本IBMへの委託研究等の応募の制限について

NICTでは、今後、募集する委託研究及び助成金事業について、日本IBMに対して応募を制限することを検討しています。

(3) 改善策について

NICTでは、これまでも委託費支払額の確定の際に経理検査を実施して参りましたが、このような事態の再発の防止を図るため、必要に応じ实地検査を実施するなど、確認項目、確認方法の見直しを行い、委託業務の実施に要した経費の内容の確認の一層の徹底に努めて参ります。

3 その他

会計検査院の实地検査とは別にNICTが行った独自の検査により、平成17年度委託研究案件「視覚障害者向けマルチメディアブラウジング技術の研究開発」についても、実態に基づかない労務費の請求の事態が確認されましたので、本件についても同様に過大請求額の返還を求める措置等を検討しています。

＜問い合わせ先＞
情報通信研究機構 連携研究部門 委託研究グループ
グループリーダー 萩本 猛
Tel: 042-327-6011、Fax: 042-327-5604